

2017年7月12日

消費者庁長官 岡村和美様

より良い遺伝子組換え表示制度を目指すための意見書

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

遺伝子組換え食品の安全性について、消費者にある程度の不安があることは事実ですので、消費者庁をはじめとする行政は、消費者との丁寧なリスクコミュニケーションを行い、安全性についての理解促進を図りながら、消費者に誤解を招かない、実行可能で科学的検証の出来る表示制度についての検討を進めて頂きたい、以下のことを要望いたします。

意見1:「遺伝子組換えでない」という表示の廃止もしくは、事業者が入っていないことを科学的に証明できる場合にのみ認めるように見直しを行うべきである。

理由:「遺伝子組換えでない」という表示に混入を認めるのであれば、「遺伝子組換えでない」にもかかわらず、遺伝子組換えが入っているわけであり、遺伝子組換え食品を避けたいと思う消費者のニーズに合わず、誤解を与えることになる。

意見2:義務表示の「遺伝子組換え不分別」を、『遺伝子組換えが含まれる可能性あり』という意味合いの分かりやすい表示に変更すべきである。

理由:「遺伝子組み換え不分別」は、表示の仕組みを理解していない消費者には何を意味しているかわかりにくい。

意見3:義務表示対象をDNAやたんぱく質が残っていない食品にまで拡大すべきではない。

理由:科学的に検出ができなければ、行政による監視の対象としては正確性に欠ける。

意見4:意図しない混入比率について、他の国や地域でその数値で可能であるからといって安直な判断をすべきでない。事業者の実行可能性とコストを考慮すべきである。

理由:まずは、事業者レベルで実行可能な混入比率を、品種別、輸入国別に幅広く検証すべきである。日本と他の国や地域では遺伝子組換え農作物の需給事情は大きく異なっており、混入比率について、他の国や地域で可能なものが日本で可能かどうかは十分に検証する必要がある。

また、表示の変更に要するコストをしっかりと検証し、事業者の負担や、消費者側のデメリットまで検証したうえで検討すべきである。なぜなら表示にかかるコストは、消費者にも影響を及ぼす。国民の全てが、非遺伝子組換え農作物を使用した食品を求めているのではない。海外からの安価な農産物を利用した少しでも安い食品を必要としている人たちも多い。

意見5: 日本における遺伝子組換え農作物の輸入量と、非遺伝子組換え農作物の輸入量に関する情報を積極的に提供して、遺伝子組換え農作物の日本の食卓における位置を明確にしてほしい。

理由: 消費者は、輸入されている遺伝子組換え農作物の恩恵も受けている現実を知ることができる。冷静な議論を進めるために、消費者にもっと正確な情報を収集して公開すべきである。

以上

食のコミュニケーション円卓会議

連絡先: 電話: 090-9644-0008

mail: [foodentaku@gmail.com](mailto:foodentaku@gmail.com)

HP: <http://food-entaku.org>